

水資源保全・森林保全に関する県内の事例

事例1（遊佐町）

土地所有状況	種別：森林 所有者：企業（県外） 所有面積：約40ha
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外企業が採石法に基づき岩石採取を実施（約9ha） ・ 周辺一帯は湧水地帯として知られ、下流域において簡易水道（生活用水）、農業用水として利用されている。景勝地として滝などもある。 ・ 湧水（地下水）の濁りや枯渇について地域住民が懸念。
懸念される事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩石採取により森林そのものが減少することに伴う地下水の涵養機能の低下（地下水量・湧水量の減少） ・ 掘削等が地下水脈に到達することに伴う地下水脈の分断等（地下水・湧水の枯渇）
関連する法規制 対応案と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採石法（現行制度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命・身体に危害を及ぼすおそれがある場合などの法律に明示された基準に基づく規制（環境への影響の視点による基準なし） ・ 条例による採石業に関する上乘せ規制については、慎重な検討が必要 ○ 条例による対応案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水資源の保全を図るための開発行為に対する行政の関与

事例2（米沢市）

土地所有状況	種別：森林 所有者：外国人（個人） 所有面積：約10ha
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人（海外在住）が山林を購入。 ・ 取得の目的は資産保有。一部を別荘予定地とするほか森林のまま維持し管理を地元森林組合に依頼したい所有者の意向を確認。
懸念される事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の売買（切り売りや転売など）や所有者の相続などにより、適切に維持管理がなされないことによる森林の荒廃や機能低下（水源涵養機能の低下） ・ 売買後の利用目的が不明である場合、林地の開発や地下水の大量採取による地下水量の減少や枯渇
関連する法規制 対応案と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林法（現行制度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買の事後届出（面積要件なし） ○ 条例による対応案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者が適正な保全管理を行えるかをチェックするための売買の事前届出

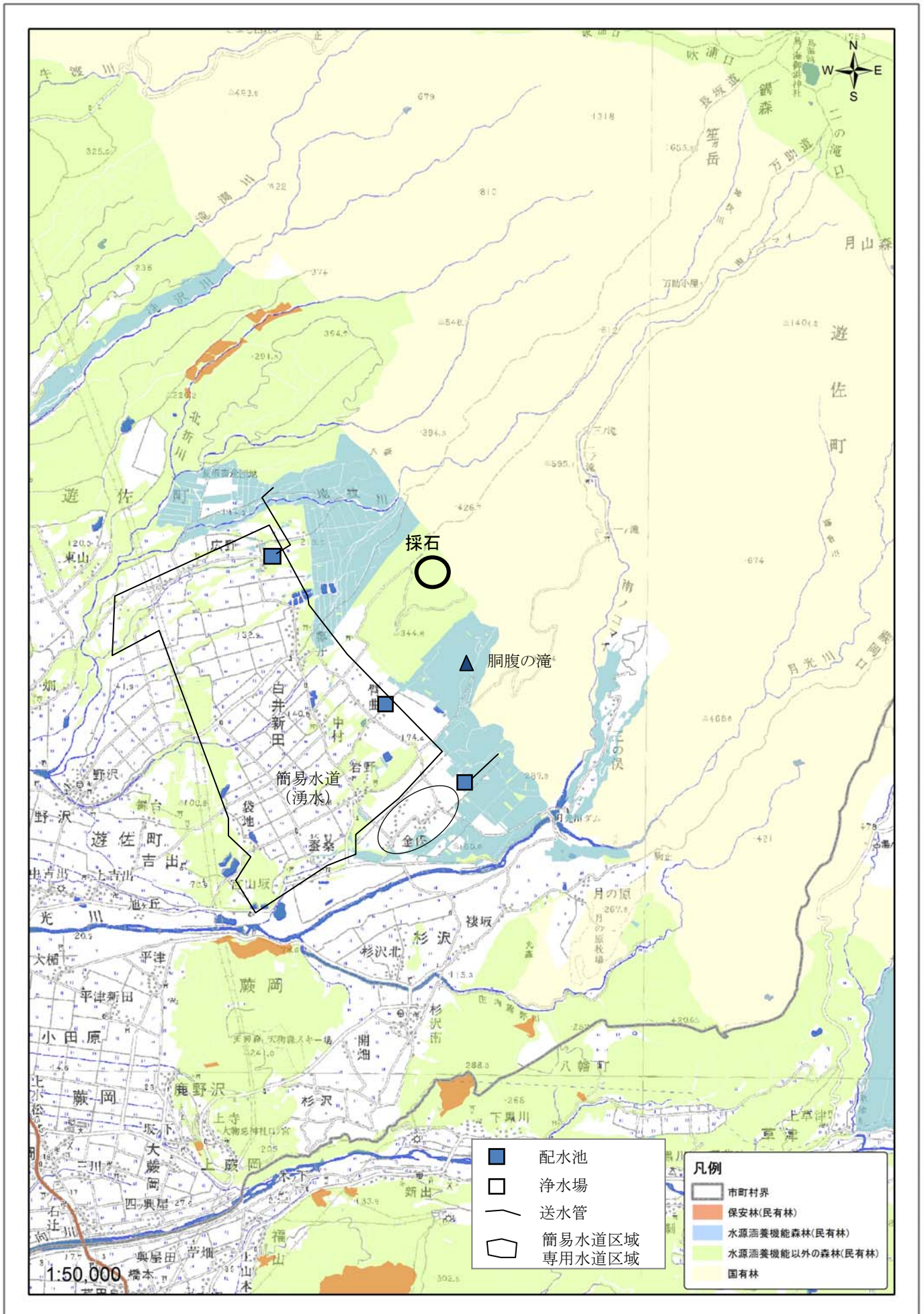
事例3（小国町）

土地所有状況	種別：森林 所有者：企業（県外） 所有面積：約132ha
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外企業が山林を購入。 ・ 地下水開発事業計画と称し、1万口の譲渡担保権を販売。1口6～12%の利率で勧誘。配当が無い場合は土地（森林）の所有権を移転する仕組み。 ・ これまで現地に手が加えられた形跡なし。 ・ 詐欺的商法として消費生活センターや警察への相談が多数寄せられた。全国的に同様の事例あり。
懸念される事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林が投資対象となつてしまい適切に維持管理がなされないことによる森林荒廃や機能低下（水源涵養機能の低下） ・ 投資目的の事業経営は破綻した場合、最大1万人（1万口）の所有者が存在することになり、区域全体の適切な維持管理がなされないことによる森林の荒廃や機能低下。
関連する法規制 対応案と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林法の現行制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買の事後届出（面積要件なし） ○ 条例による対応案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者が適正な保全管理を行えるかをチェックするための売買の事前届出

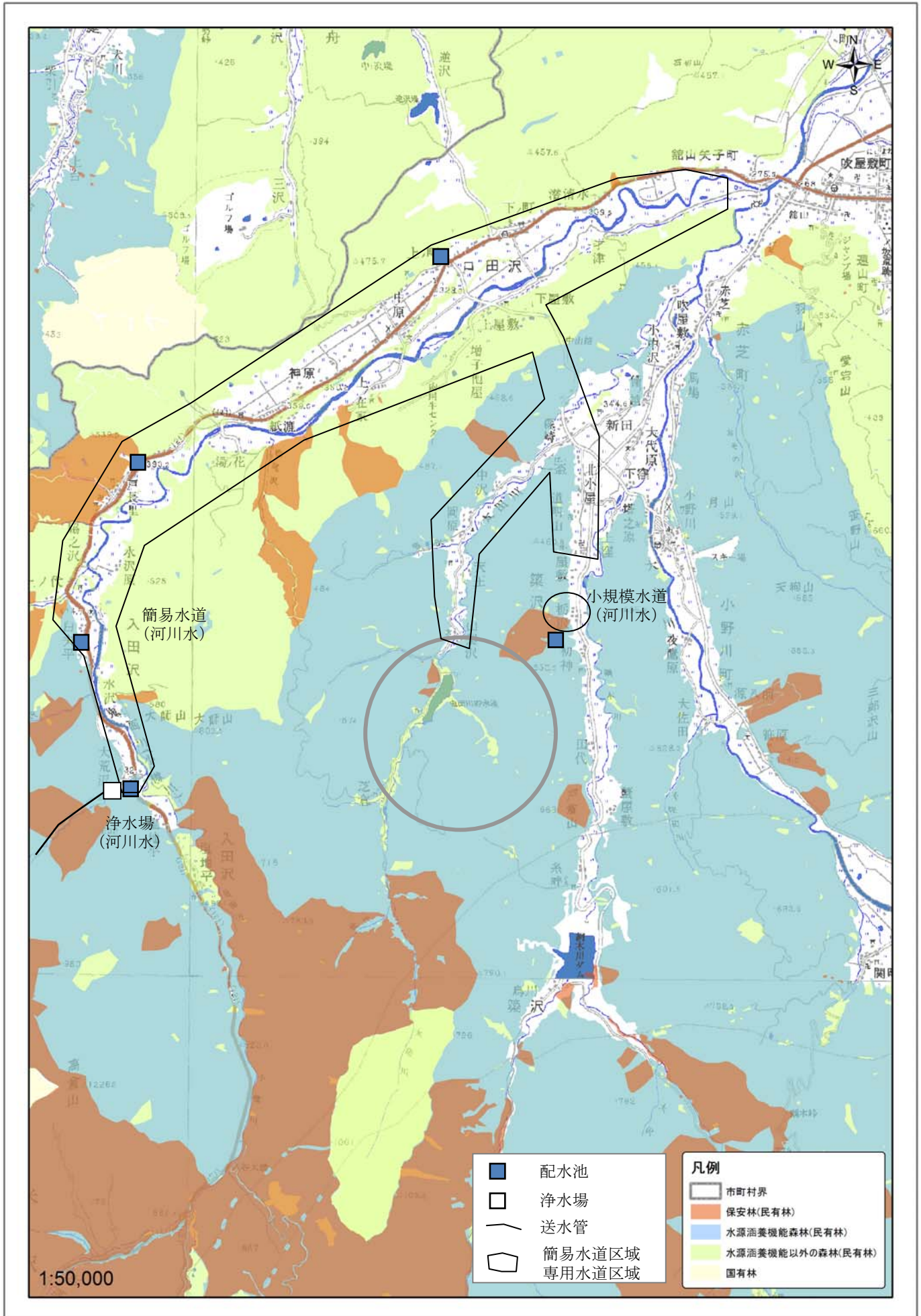
事例4（尾花沢市）

土地所有状況	種別：森林 所有者：企業（県外） 所有面積：約100ha
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外企業がリゾート開発計画に伴い山林を購入（リゾート開発計画はその後断念）。 ・ 下流部において、地下水や湧水が農業用水等に利用。 ・ 間伐等の管理がされないままとなっており、山林を手放したい（買ってくれる人を探している）ことが判明 〔尾花沢市が当該森林を買い取った。〕
懸念された事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国資本を含む大規模資本等へ販売されることにより、森林の乱開発や地下水の大量採取による地下水の水量減少や枯渇 ・ 不動産として転売されることにより、適切に維持管理がなされないことによる森林の荒廃や機能低下（水源涵養機能の低下）
関連する法規制 対応案と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林法の現行制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ha²超の林地開発の許可（地域森林計画の対象民有林に限る） ・ 売買の事後届出（面積要件なし） ○ 条例による対応案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ha²以下の林地開発の事前届出 ・ 森林所有者が適正な保全管理を行えるかをチェックするための売買の事前届出

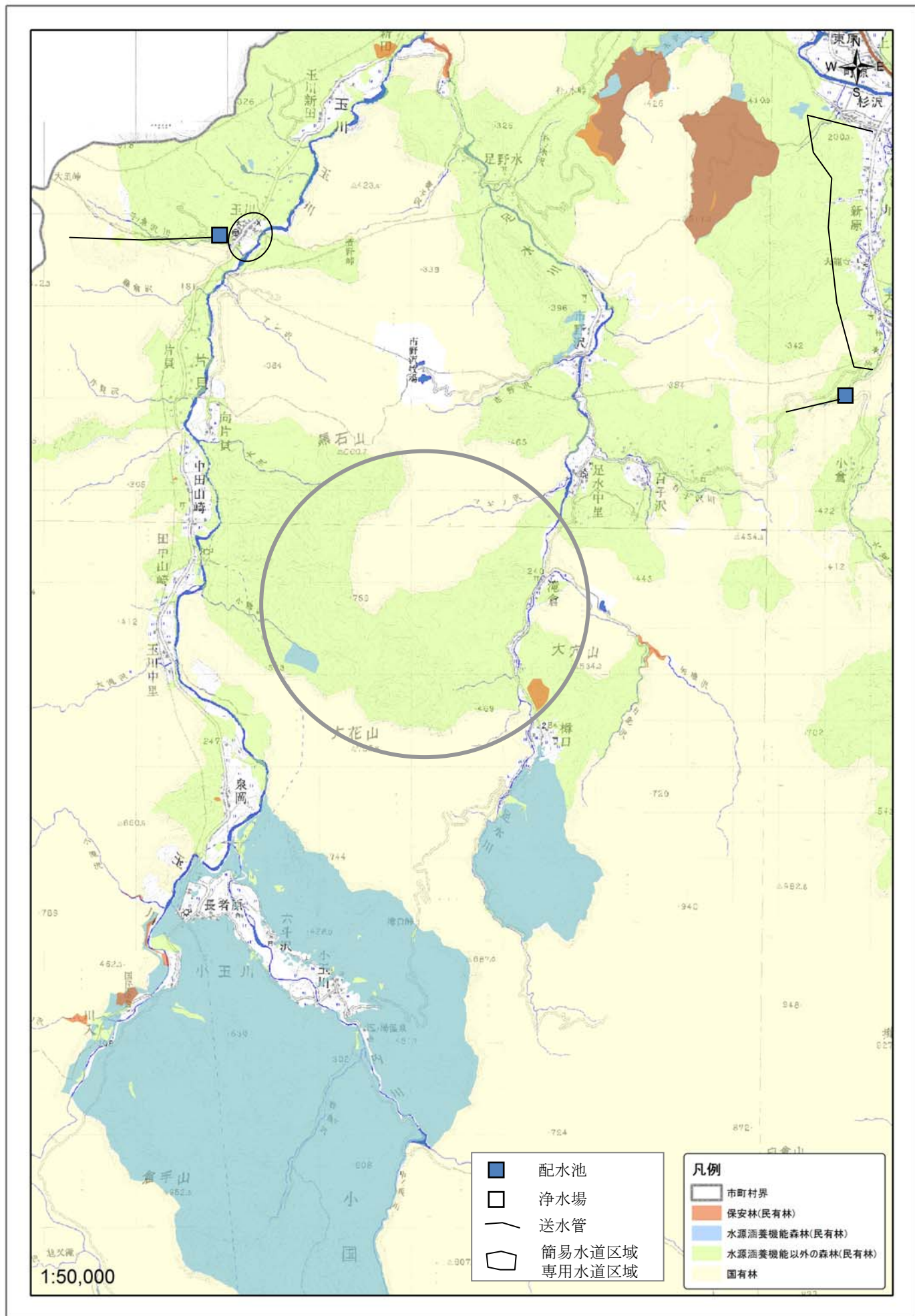
事例1(遊佐町)



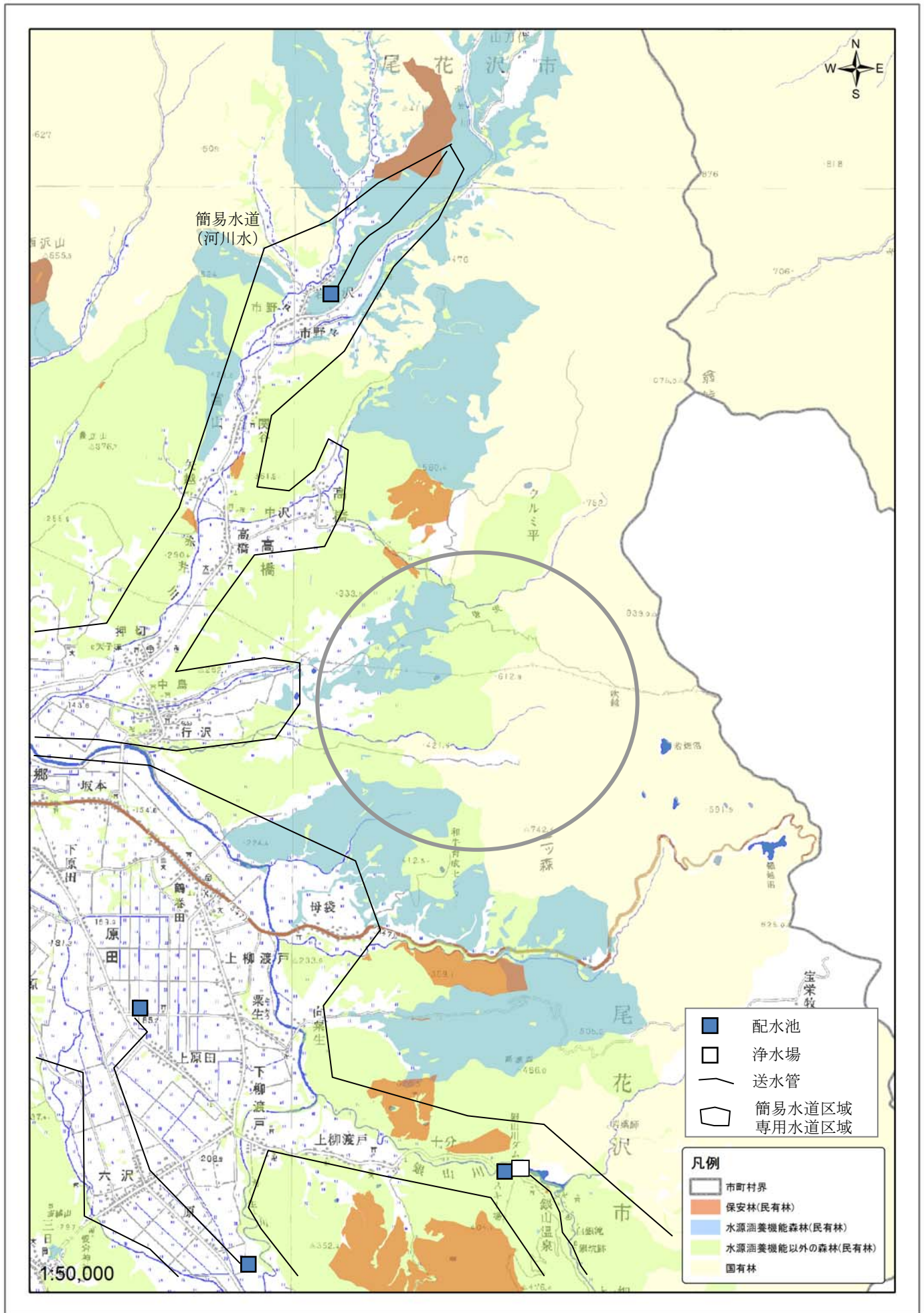
事例2(米沢市)



事例3(小国町)



事例4(尾花沢市)



水資源・森林の保全に関する他県の条例概要

H24.9現在

【北海道】

＜背景＞

海外資本等による大規模な森林の買収が判明（平成22年～）

→ 利用目的が不明確なものもあり、大規模な開発や取水、森林管理が適切に行われない場合、安定した良質の水資源の供給ができなくなる。

水源地の土地取引に関して事前に把握し、行政が関与できる仕組みが必要。

条例名	北海道水資源の保全に関する条例（H24.3制定）
目的	水資源の保全（水源周辺の土地の適正な利用）
条例の 主な構成	<p>○水資源の保全に関する基本的施策</p> <p>○水資源保全地域（53地域（案））…規制</p> <p>①基本指針 水資源保全地域の指定の考え方や土地所有者等が配慮すべき事項について定める “水源の涵養に大きな役割を果たす森林の適切な整備や保全に努めなければならない” ほか</p> <p>②基本指針に沿って水源周辺の適正な土地利用が特に必要な区域を指定</p> <p>○水資源保全審議会</p>
規 制	<p>対象区域</p> <p>「水資源保全地域」として指定する区域 ：公共の用に供する水源*1の取水地点*2とその周辺区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域の考え方 取水地点に対する集水区域を基本とする 〔地表水…集水区域の全域を基本とする 地下水…取水地点から概ね1kmの範囲を基本とする〕 ・指定手続（ポイント） 市町村からの提案に基づき指定 <p>公共の用に供する水源*1 …市町村、公共的団体（水道事業者、工業用水道事業者、土地改良区、広域水道事業団など）が公共の用に供する水源</p> <p>取水地点*2 …地表水、地下水から原水を取り入れる施設がある地点 （生活用水、農業用水など）</p>
	<p>対象行為</p> <p>土地の売買、賃借権の設定等</p>
	<p>規制内容</p> <p>売買等契約締結の3ヶ月前までに、売主の知事への届出義務</p>
課題	<p>・土地取引情報の事前把握による行政の関与が可能であるが、開発行為（不適切なものやそのおそれがあるもの）へ関与して抑止することは困難。</p>

【長野県】

＜背景＞

リゾート開発（ゴルフ場等）、産業廃棄物最終処分場の設置（H2頃～）

→水道水源の保全（特に水質）との整合が課題となった

条例名	長野県水環境保全条例（H4.3制定）	
目的	水環境の保全（水質の監視と水道水源の保全）	
条例の 主な構成	<ul style="list-style-type: none"> ○水環境保全総合計画 ○水質の監視 地域の土地利用等の状況に応じ、水質の監視を行う ○水道水源保全地区（40地区）…規制 水道法による水道の水源の保全が特に必要な区域を指定 	
規 制	対象区域	<p>「水道水源保全地区」として指定する区域 ：水道水源を保全するために特に必要な区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定区域の考え方 施設等の排水による水道水の汚染の防止 <ul style="list-style-type: none"> 〔地表水…取水地点から概ね上流1 kmの直接集水域 〔地下水…取水地点から概ね1～2 kmの涵養域 ・指定手続（ポイント） 市町村の申出に基づき指定
	対象行為	ゴルフ場の建設、廃棄物最終処分場の設置、1 haを超える土地の形質変更（スキー場建設、道路建設、別荘地造成等）
	規制内容	あらかじめ知事に協議し、同意を得なければならない
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・規制対象とする目的（水道水源の保全）や行為（ゴルフ場建設等）が限定的。 ・地下水、水道水以外の表流水などの保全のための規制についての制度がない。 ・土地取引の把握による行政の関与に比べ、開発行為について直接的に行政の関与が可能 	
その他 (近年の課題と新たな制度の検討)	<p>○水資源の保全に係る条例化を含む新たな制度創設（検討中）</p> <p>＜背景等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の現行条例は、土地開発や廃棄物処理施設等の設置による水道水の汚染を防止する目的で制定。 ・近年、目的が不明な土地取引、水田の荒廃や自然水製造工場の進出等による地下水への影響や減少が懸念されている。 ・水資源の持続的な保全を図る必要があることから、水源地域の土地取引等を把握し適切に指導・監視するための新たな制度の検討を開始 <p>＜現在の検討案＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地取引を事前に把握し、適切な指導等を行う制度の創設 ・保全の対象は、水道水源に限らず農業用、工業用等を含む水資源全般とする。また、地下水に限定せず、広く水資源全般を対象とする（地下水の利用が少ない地域・市町村あり）。 ・地域指定の考え方、新たな届出制度（主体、対象行為等）、地下水の取水規制などについて今後検討予定。 	

（聞き取りによる）

【宮城県】

<背景>

社会経済活動の進展に伴う健全な水循環に対する弊害の増大

→水を取り巻く自然の生態系に悪影響を与える負荷行為の抑制

条例名	ふるさと宮城の水循環保全条例 (H16.6 制定)	
目的	健全な水循環の保全	
条例の 主な構成	<p>○水循環保全基本計画 総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱 山間部、農村部、都市部毎に施策を講じる</p> <p>○流域*1 毎の水循環計画(5 流域。うち 3 流域について策定)</p> <p>○水道水源特定保全地域(3 地域) …規制 流域水循環計画に基づき、山間部の水道水源地域のうち特に重要な区域を指定</p> <p>流域*1 …地表水、地下水の集水域</p>	
規 制	対象区域	<p>「水道水源特定保全地域」として指定する区域 ：流域の水循環の出発点であり生態系が安定し生命活動が盛んな天然又はそれに近い山間部の森林地域から選定</p> <p>・指定区域の考え方 1 k m²メッシュの植生・動物・自然景観を 10 段階で指標評価したうち、評価 10～8 「優れた自然環境」の区域から選定</p> <p>・水道水源に限定して考えるものではなく、農業用水、工業用水等の水源が含まれることを排除しない取扱い</p>
	対象行為	<p>開発行為 〔土石採取、木竹伐採、工作物の新築等、土地の開墾等〕</p> <p>*対象外 …1,000m²以下のもの、他の法令により許認可等を要するもの 等</p>
	規制内容	開発行為に着手する日の 60 日前までに、知事への届出義務
課題等	<p>・既存の法制度の対象とならない開発行為等について行政の関与が可能となるが、無届による行為や不適切な行為を抑止するための強制力が課題。</p>	

(聞き取りによる)

山形県の保安林の概要

1 山形県の保安林面積

(単位：ha)

区 分	民有林	国有林	計
森林面積 (A)	313,489 (47%)	356,423 (53%)	669,912 (100%)
保安林面積 (B)	68,102	342,408	410,510
指定率 (B/A)	22%	96%	61%

【山形県林業統計より】

《参考》山形県土面積：932,349ha 森林率 71.9%

2 保安林の種類別面積

(単位：ha)

区 分	民有林	国有林	計
水源かん養	28,663 (42%)	289,209 (84%)	317,872 (77%)
土砂流出防備	32,802 (48%)	47,066 (14%)	79,868 (20%)
土砂崩壊防備	862 (1%)	84 (0%)	946 (0%)
その他	5,775 (9%)	6,049 (2%)	11,824 (3%)
計	68,102 (100%)	342,408 (100%)	410,510 (100%)

【山形県林業統計より】

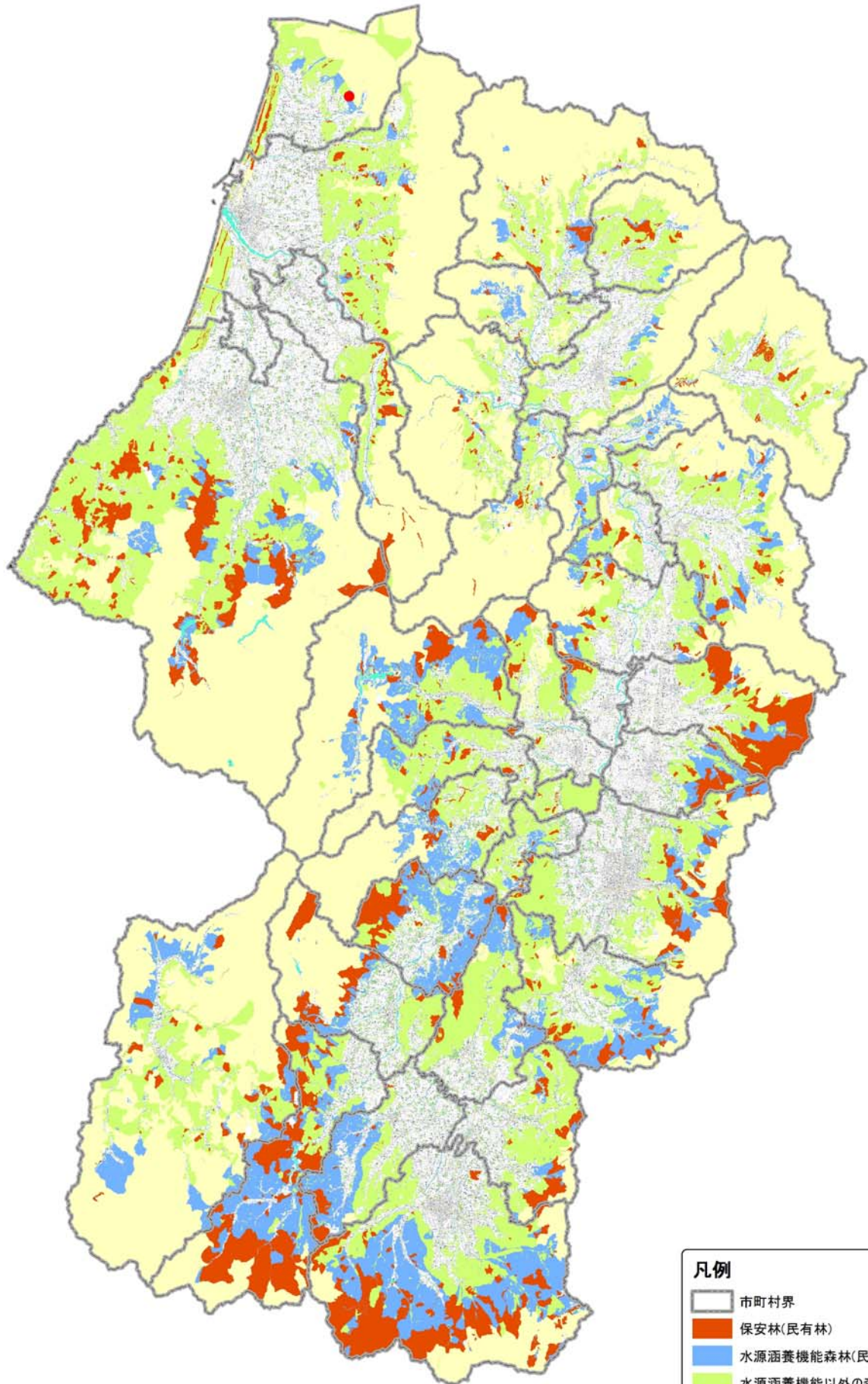
水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備は、農林水産大臣が指定。

その他は、飛砂防備、干害防備、なだれ防止、保健、風致等で知事が指定。

《参考》保安林制度と治山事業について

治山事業は、保安林の持っている機能が高度に発揮されるよう、森林の造成・維持に必要な森林整備や治山ダム等の構造物を施工し、安全で住みよい環境をつくる事業で、国や県が行うもの。

山形県森林分布図



凡例

- 市町村界
- 保安林(民有林)
- 水源涵養機能森林(民有林)
- 水源涵養機能以外の森林(民有林)
- 国有林

1:650,000

森林の有する機能

地域森林計画では、森林の持つ5つの機能について自然条件等に着目し、その発揮の可能性の大きさにより以下のように区分している（保安林を含む）。

機能区分	内 容	評価尺度と評価因子	面積比率
木材生産	木材やきのこ等林産物を産出する機能	林地の生産力を、樹木の成長量の度合いや木材運搬の利便性により評価	70%
水源かん養	土壌に雨水を一時的に蓄え、徐々に河川へ送りだすことにより洪水を緩和するとともに、水質を浄化する機能	洪水発生危険度及び水源かん養に対する貢献度を、傾斜・標高・地形・地質・降水量・積雪等により評価	41%
山地災害防止	樹木の根により土砂や岩石等を固定して、土砂の崩壊・流出を抑制し、山地災害の発生を防止する機能	山地災害の発生危険度及び荒廃可能性を、表面地質・地質構造・傾斜・斜面形状により評価	48%
生活環境保全	大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全・形成する機能	生活環境の保全・形成の効果の程度を、資源性や利用期待性で評価	35%
保健文化	学習・教育、保養・レクリエーション、景観・風致など人間の健康の維持増進や自然環境を保全・形成する機能	保健休養及び自然環境の保全・形成等の効果の程度を、景観圏域・河川湖沼等・史跡等・森林構成・行動性・施設等で評価	20%

機能は、重複しているものもあることから、合計は100%とはならない。